

税制調査会企画会合（第 28 回）議事録

日 時：平成 20 年 11 月 21 日（金）15 時 00 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館共用第一特別会議室

○委員

それでは「税制調査会 第 28 回企画会合」を開催したいと思います。

本日は、お体が不調にもかかわらず、押して会長に御出席をいただいております。開会に当たって会長の方から一言ごあいさつをしたいというお話でございますので、会長にお言葉をいただきたいと思います。

○委員

11 月に入りましてから体調を崩して、はっきり言えば血圧が急激に上がったということ。それまでは非常に安定していたものですから、ちょっと慌てていたということになりましたが、大事な時期にこの会を欠席させていただき本当に申し訳なく思っております。

その間の皆様の議論や御意見は、神野会長代理によって、あるいは事務局からいろいろ御報告もあり、資料等も承っておりますので、皆さんの活発な意見交換は私も一応承知しております。

これから、御議論いただく答申（案）につきましては、起草委員会から素案の報告がありましたので、私も多少気が付いたところについては、こういうことはどうなっていますかという質問をさせていただいております。

皆さんには、大変お忙しいところ会合に御出席いただいている中で、私としては非常に役に立たなくて大変申し訳ないことでございます。

次回 28 日の金曜日でございますけれども、皆様と一緒に答申を決定したいと考えておりまして、本日は答申のとりまとめの方向に向けて、是非とも精力的な御議論をお願いしたい。そして年度答申を予定どおり 28 日にまとめていただきたいと思いますと考えております。

役に立ちませんで、誠に申し訳ございませんでしたけれども、皆様によろしく願いをしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○委員

どうもありがとうございました。

では議事に入りたいと思います。本日は前回の会合の終わりに申し上げましたように、答申案について議論をしていただきたいと思いますと考えております。

去る 14 日の総論的な議論と、前回 18 日の議論を踏まえまして、担当主査に御協力をいただき、本年度答申（案）のまとめに向けまして、答申（案）を作成いたしました。この場において具体的な御意見をいただき、この場で修正できる部分は手直しな

どをすることにいたしまして、11月28日金曜日の会合で、年度答申を決定したいと考えておりますので、積極的な御意見を頂戴できればと存じます。

本日は、自由な意見交換を行うために、例年どおりに、会議は非公開とさせていただいて、議事録につきましては、後日発言者名を伏した形で公開をすることにいたしたいと思っております。

なお、お手元にお配りしております答申（案）につきましては、情報管理の観点からお持ち帰りにならずに、席上に残しておいていただきたく御協力をお願いする次第でございます。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

事務局の方から、答申（案）全体を読み上げていただいた後、委員の皆様方から御意見を頂戴したいと思っております。

なお、本日御欠席の高木委員、横山委員から意見書が提出されておりますので、お配りをしているかと思えます。御参照いただければと思います。

さらに、原委員からは資料の提出がございましたので、これも御参照いただければと思います。

それでは、事務局から読み上げをお願いしたいと存じます。

○事務局

（「答申（案）」朗読）

○委員

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま読み上げていただいた答申（案）につきまして、審議に入りたいと思いますが、国際課税担当の中里委員はまだお見えになっていらっしゃいません。つまり、国際課税を担当された中里委員が到着するまで、しばらく時間がかかりそうでございますので、それ以外の総論、相続税、固定資産税について御意見をいただいて、国際課税の部分に関しましては、おまとめの労を取っていただいた中里委員が到着した後に御意見をいただければというふうに思っております。

それでは、細かな文章の直しなどの御提案は後ほどちょうだいするといたしまして、全体を通して意見がございましたらちょうだいしたいと思います。

いかがでございましょうか。

○委員

4ページ目の納税者番号のところですが、社会保障番号との関係の整理等を含めとありますが、住基ネットと基礎年金番号の扱いはどういうふうに考えたらいいか。私は住基ネットは市町村のものだし、別かと思えます。ただ、基礎年金番号は国がやってきたわけで、社会保障番号と基礎年金番号と納税者番号は、みんな国がやってきているのなら一本化してもいいのではないかと思います、どんなものでしょうか。

○委員

私も発言しようと思ったところなのですが、実を言うと社会保障番号でやろうとしていることは、住民基本台帳番号とのネットワークでできるのです。現実には付番がされているし、番号加入もされているし、同一性は担保されているし、しかも、公的公証制度も運用をされているわけです。

したがって、社会保障番号をあえて付番をして、付番管理をして、公的公証をどうするのかというみたいなことを、新たにつくらなければいけない。二重投資をしなければいけない理由づけが本当にあるのかなというのが私の疑問なのです。この間も、社会保障番号の中間報告が出たときに、その辺の問題点を指摘して声明を出しているのです。

実を言いますと、社会保障番号だけでは絶対に管理できないわけです。なぜ年金番号が漏れてしまったりしたかということ、住基ネットとドッキングしていなかったからです。

住基ネットは、生きている人には1つの番号しか振られていない。それが全市町村のネットワークで管理されている。そういうネットワークなのです。だから、本来これをベースにせざるを得ない。ベースにするしかないにもかかわらず、年金番号は先行してしまったものですから、二重の番号を付与したりなどが出てきてしまったということなのです。社会保障番号の議論はまだ詰めるということになっておりますので、できれば住民基本台帳番号と社会保障番号との関係の整理等というふうに、1つで入れ込んでいただくことが必要なのではないかなというのが私の提案でございます。

○委員

よくわかりました。そういうことであれば、それでもいいです。つまり、国民は1人だから、市町村が主体であろうと何であろうと二重投資だけは要らない。

それから、役所の縦割りのために番号が振られるのはかなわないというのが基本的な立場なので、住基ネットの番号が信頼性に足るものであれば、私はそれでもいいかなと思います。

○委員

わかりました。今の御意見に関連してですが、いずれにしても今のは課題ですので、起草委員会での書き方を、つまり今後の議論の課題としてどう書くべきかということを考えさせて対応させていただければと思います。

○委員

住基ネットをベースにという話ですが、住基ネットについてはどうなのでしょう。国民の皆さんによく理解されているのかどうか。というのは、拒否反応がいまだにあります。e-taxなどであいうカードを取ってきてもらうときにでも、まだ反応が鈍いんです。その辺の理解がしっかりできた上でないと、うかつにそういうことを書き込むと、また反発があるのではないかと思います。

○委員

去年の答申にも、住基ネット番号、社会保障番号との関連を考えながらと書いてありますので、ここに書き込むこと自体は、今のような問題点はないのではないかと考えております。

状況はかなり変わってきておりまして、最高裁判所の判決が出た後、積極的に活用しようではないかという動きもないわけでありまして。私どもは今度医療過誤で被害者になっている方々を見つけ出すような、そういう利用も、住基ネットを使ってやろうかということで、条例提案をしようと思っているような状況です。

私が言いたいのは、どちらでもいいのですけれども、既にネットが動いていて、付番もされて、付番管理機関もあって、公的認証制度まで動かしているような仕掛けがあるにもかかわらず、二重投資をあえてするのはいかがだろうかということを申し上げたいだけです。

これを決着させるつもりは全くありません。この場ではなくて、社会保障番号制度等の議論の中でしていただけたと考えております。

○委員

そうすると、いずれにしても今後の検討課題として挙げているところですので、昨年の答申などを踏まえながら、どういう課題の送り方にするのかということを、起草委員会で対応を考えさせていただきたいと思いますので、そういうふうに御理解いただければと思います。

○委員

一本化ということについては、それははっきりと書いていただけるわけですね。書いてもらわないと、何か無駄なことをやられては困る。無駄なことを絶対させるなどということをお願いしたい。

○委員

それも検討を含めて、今後の課題ですので、議論をどうするかという方向性はちゃんとやります。

○委員

全体の話ですけれども、この答申を何のために書くのかということです。私は2つあると思います。

1つは、周りの人が聞きたいのは、「生活対策」が出てきて「中期プログラム」を年末までに策定する。それと税調との関係がどうなっているのかというのをまず聞きたい。

それから、税調はそれからどういう仕事をするのだ。ほかにもあると思うのですけれども、その2つはみんなが聞きたいところなのだろうと思います。

それ以外にも重要な点もあるだろうし、ほかの方も御指摘されると思いますけれども、とりあえず、なぜこれを書くのか。これは「中期プログラム」に対して、これは

どう関係しているのかというときに弱いと思うのは、この調査会は18年の諮問に基づいていろいろやってきて抜本改革をまとめた。やはりこの「中期プログラム」のところに、最初に念を押すべきだと思うのです。ここでやってきたことが反映されることを強く期待したい。それが実は4ページの方で方向性について書いてあるのですけれども、勿論ここでも書くことができれば、それは全然異存はないのですけれども、まず最初に我々は何をやってきたのだと。税調はこの「中期プログラム」とどう関与するのか。関与はもうできないのでしょうかけれども、どう関係するのかをまずきちんと言う。

第2に言いたいのは、次に書くべきことは、抜本税制改革に向けて「中期プログラム」を含めて、税調が一体どう取り組むのかということを書くべきなのだろうと思います。それは今までやってきたことと、さらにそれを含めてやるべきこと。それは5ページに課題整理をしているので、そこはもっと強く書くべきだと。

今更サブプライムローン云々などということを書いても何の価値もないわけで、秋以来、世界の金融市場は未曾有の状況にあつて、それが実体経済に影響している。それでいいわけで、そんなところに言葉を使う必要はない。

私が言いたいのは「中期プログラム」に対して、この税調がどういう働きかけをするのだ。どう関係しているのだ。

今後それらを踏まえてなのか、その辺の言葉はわかりませんが、4ページの、一番下の段落ですけれども、「政府における『中期プログラム』の策定により、税制抜本改革の道筋が明らかになることを受けて」というのがいかにも弱々しい感じが個人的にはすると思います。

私の考えは今申し述べましたけれども、今回の異例な状態で行う答申のスタンスというか、ポイントは何かというのを確認する必要があるのではないかと。

以上です。

○委員

ちょっと理解できないところは、おっしゃったように、私たちがやってきたことについて景気対策について述べ「中期プログラム」というか、税制改革の抜本的な改革の道筋について、3ページのところできちっと言っているわけです。

つまり、当調査会としては、私たちが昨年やってきた抜本的な税制改革の具体的な実施時期を含めた道筋を明示すること。それにしたがって、改革を断行することを求めたいと一旦言っておいて、なお残された問題について、3のところに言っているので、ここについてはちゃんと言っているのです。

○委員

それは、1ページ、2ページの頭に言わなければ意味がないだろうと思います。「中期プログラム」を策定するに当たって、我々は抜本改革に向けての答申を出したわけですから、それを着実にあるいはきちんと反映してもらいたいとかそういう表現が税

調としては、最初にあってしかるべきではないか。皆さんの御議論に私も従いますけれども、そういう考え方もベターなのかも知れません。

○委員

最初に言っているつもりなのだけれども、基本的な考え方で、現状の経緯その他を1のところでまとめて、方針についての基本的な考え方は最初のところでは言っているのですが、2の(1)(2)の文頭に持ってこいという話なのですか。ちょっとよくわかりません。書き方としては最初に言っているつもりなのです。

○委員

それでも結構です。

○委員

一応そういうふうに理解していただければと思います。

つまり、1と2の、現状進んでいる問題については、私どもの意見をちゃんと述べて、その上でやり残した課題その他の意見について出たものについては、3で書き込んでいるという構成になっています。

○委員

ちょっと遅れてきたので、今の件に関係して、私もそのところはこのような書き方でいいのではないかと考えていますが、1のところは「税制をとりまく現状」ということで、今おっしゃったように、2のところで具体的に書く。(3)のところに出てくるのですけれども「2. 当調査会の考え方」のところに、(1)と(2)をこの順序で並べることがいいのかどうかというのは、今の委員の御指摘とも合わせて、これを逆にするというのも一つの考え方だと思います。

中身については異論はないのですけれども、税制抜本改革の道筋についてというのが先に出て、当面の景気対策という方が説得力があるのかなという印象を受けます。

○委員

この間私がここで議論をまとめさせていただいた順序でまとめておりますが、勿論逆転して、簡単に言ってしまうと、抜本的な税制改革の道筋を昨年立てたのだから「中期プログラム」の問題を先にやってくれという書き方もいいのかもしれませんが、一応時間的な順序と、状況を取りまく現状のまとめ方がどうしても、問題が提起してくる順番にしたがって書くので、それに対応する書き方になっている。

それから、この書き方については、一応この間私が説明した順序で書いているということです。

なお、御議論があるのであれば、調整をいたしますけれども、書き方としては、これまで御説明してきたこと。それからここで議論をさせていただいた順序にしたがって書いているということです。御議論させていただいた順序も、この順序で御議論させていただいておりますので、そのとおり忠実にまとめさせていただいたというまとめ方でございます。

○委員

わかりました。

○委員

まず、3 ページの前段の方ですが「当面は景気対策を優先せざるを得ないにせよ、将来世代に負担を付け回しすることなく、信頼できる社会保障制度を次世代に引き継いで行くために、増加していく年金・医療・介護の給付等に必要な財源」と書いてあります。年金と医療と介護だけのように読み込まれると、実を言うと制度の面に伴います財政負担は見込まれているのでありますが、それを取り巻いている社会保障のほかの財源はいいのか、みたいに読まれてしまう恐れはないかなというのが気になりまして、「増加していく年金・医療・介護等の社会保障の給付等に必要な財源を」というふうに修文していただきますと、後段の「国・地方を通じた社会保障の安定財源確保」というところとつながるのかなというのが1つです。

もう一つは、4 ページの一番下のパラグラフの「税制抜本改革の道筋が明らかになることを受けて、当調査会は」と書いてあるのです。「中期プログラム」の策定により、明らかになることを受けて当調査会はと。ところが、実を言うと我々去年の答申で「中期プログラム」までは策定はしていませんけれども、道筋は明らかにしていたのではないかと。「中期プログラム」がないと道筋が明らかになっていないみたいな印象を与えますので、いかにも下請機関のようなニュアンスに受け取られかねないので、ここはちょっと修文が必要なのではないか。どう書くかという案は今持ち合わせがないので恐縮でございます。

○委員

相続税のところで7 ページなのですけれども、まだ検討事項が残っているよと書いてある「また、相続税の負担水準のあり方については」というところなのですが、実を言いますと昨年も基礎控除のあり方だとか税率構造のあり方も指摘があったところでもありますので、修文案としては、相続税の負担の水準のあり方については、基礎控除や税率構造のあり方も含めて相続税の資産再分配機能の回復を求めた去年の考え方に沿ってとか、そういうことをちょっと添えていただきますと、負担水準の議論だけではなくて、税率だとか、基礎控除のあり方みたいなことが残っているということが明示されるのではないかという意味で提案させていただきたいと存じます。

私からは以上です。

○委員

どうもありがとうございました。

第1 点の3 ページ目の、年金・医療・介護の給付のところに、社会保障給付と入れるのですか。

○委員

「年金・医療・介護等の社会保障給付等に必要な」と直していただくとどうかなと

ということです。

○委員

わかりました。ここで提起しているのはほぼすべて社会保障給付、広めに問題が落ちるという可能性がないだろうと。社会保障給付という表現で全部カバーできると思いますので、そういう方向で、ちょっと考えてみますが、ほかに何か引っかかるものがあれば考えますけれども、より具体的にイメージできるような表現ぶりにするということを考えてみたいと思います。

私どもの改革の道筋は勿論示しているわけですが、今後、政府の「中期プログラム」として具体的に出てきたものを受けて、私どもがこれに対して、今後この税制調査会でも意見を言っていくだろうという趣旨が出るような表現ぶりというお話ですね。その点については、起草委員会の方に持ち帰って、表現ぶりをどうするかということを踏まえて検討したいと思います。そういうニュアンスが、にじみ出ればいいということです。

○委員

はい。

○委員

了解いたしました。

あとは、7ページ目の相続税のあり方についての「また」以降ですね。これは昨年の答申の（案）をなぞるような形で言ってもいいような気もしますが、委員、どういたしましょうか。

○委員

委員のおっしゃったとおり、何を具体的に検討すべきかということは書き込むべきだと私も思います。

○委員

それでは、そのように対応させていただければと思います。

中里委員がお見えになりましたので、国際課税の問題を含めて、御議論をちょうだいできればと思います。

○委員

今の相続税の問題なのですが、どうも気になってしょうがなくて、先ほどの相続税の負担水準の前に、「新しい事業承継税制の制度化がされる場合には、課税の公平性に十分配慮」して、ある程度公平性というのも大事なわけだけれども、中小企業の事業に活力というか、その言い回し方は私も今は出てこないのですが、とにかく事業承継をして、それで雇用を確保してやっていくわけです。そのために事業承継税制というものを新たにつくっているわけだから、そこにはどうしても公平という言葉になるのかどうなのかということは、公平と言ったら全部公平に分配するのだよということになるので、そこに入れられると、そういう解釈ができなくなる

のではないかと思いますので、検討していただきたい。

○委員

ここでは事業承継のおっしゃっているような趣旨と、課税の公平性とうまく両立させるという趣旨だろうと思うのですが。

○委員

もっと具体的な修文をおっしゃっていただかないと対応できないです。

○委員

新しい事業承継税制が制度化された場合に、「その趣旨とともに」にとか入れればいいですか。その趣旨とともに課税の公平性に十分に考慮してというような表現でいいですか。

○委員

その辺で妥協するしかないのかなと思います。

○委員

相続税担当の委員、何かありますか。

○委員

ですから、文章を言ってもらわないと、ここで直すといっても、制度化される場合には、5年計画、雇用を維持してということですね。それ自身は前の方に、閣議決定されて、創設することというのは要綱に書かれているわけです。

○委員

いずれにしても、起草委員会の方で対応させていただくということでよろしいですか。

○委員

事業経営者に理解できるように、お願いしたいということです。

○委員

わかりました。

○委員

事業承継税制なのですが、昨年からずっと言っていますが、6ページに、雇用確保や経済活力の維持の観点から云々とあるのです。今出ている案を見ると、非常に適用範囲も厳しくて要件も非常に厳しいという案が予定されている。まだ法案にはなっておりませんが、それでは、せつかくの法の目的というか、中小零細がどんどん廃業して数が少なくなっている。雇用の問題も当然問題になるわけですが、そういうところを少し配慮していただいてやらないと、今の遺産取得課税の問題も、これとの関連で非常に公平性の問題は十分あると思うのですけれども、その基となる事業承継税制について配慮が必要ではないかなと私は思います。

これは去年からずっともっとお願いしたいということでなかなかできなくて、結局、去年の答申をほとんど踏襲した形になっているのではないかと思います。この際は確

いつも会長がおっしゃるように、きちっとした調査分析をして、とおっしゃいますが、本当ならここに来るまでにどんな形で倒産とか廃業が多くなっているかということとをきちっと調べていただいていた、ここに出てきてこれだからというのを本当は言うてほしかったのですけれども、もうそういう時間ありませんけれども、できたらその辺をしっかりと書き込んでいただけたらなと思います。

私も委員がおっしゃったように、この点はしっかりと事実を確認する必要があると思うのです。つまり、中小企業が廃業しているというときにどのような理由で廃業しているのか、確かに承継でというときに、息子はほかの仕事についているとか、そういう場合には当然お父さんの方が年をとってきてやめたところで廃業。息子さんは、例えばサラリーマンになっているとか、そういうこともあると思うのです。

マクロで見て、中小企業の廃業が多いというのは、例えば事業を取り巻く環境が厳しいということで廃業に追い込まれるということは、私たちの相続税でということとは別のことだと思いますので、委員のおっしゃっているとおり、どういうことで、本当に相続税に関わる承継がどれほど人為的な影響を与えるのか。そこを本来見極めてやる特例だろうと思います。

関連質問でございますか。

結局 2 人の議論のとおりで、エビデンスというか、事実の裏付けがなかったなというか、どちらの議論に立つにせよ不足している。税の方から言えば典型的に事例はそんなに多くないのしょうから、同族会社の遺産相続でのケースというのが幾つか典型的なケースがあって、議論できたらいいなと。それは課税の方も含めてです。

そういうことを含めて、事実としては制度が発足するわけですから、少なくとも課税実体についての議論は、これからまさに「中期プログラム」の後にやっていくべき課題かなと思います。

10

相続税の6ページのところ、下から6行目の段落「まず」のところですが、各種特例が拡充されてくると、現行の課税方式のままでは不公平が増大をするということなのですが、これは取得課税に直すと、その点がどうして公平になるのかというのが理解できないのですが、教えていただければと思います。

それから、相続税を改正することによって、一体歳入面にはどういう影響があるのだろうか。これはできるだけ中立的な形でやるという話だったのですが、それは答申（案）の中に文書として入っていればよろしいのですが、ない場合には何らかの形で補足していただけるといいと思います。

○委員

最初の話は、去年の答申をそのまま引いているところなのですが、なお説明が必要でしょうか。

○委員

前回も事務局の方から説明をしてもらいましたが、6ページの上の方の③で、現行制度の問題として、居住等の継続に配慮した現行の各種特例は、現行方式の下では居住等を継続しない他の共同相続人等の税負担を同時に軽減する。これらの拡充はということで、この事業承継税制が1つのきっかけで、遺産取得分課税に移行したときには、今までこういう特例であった農業の土地の相続とか、それも絡んでくるということで、したがって事業承継税制というのは、現在の特例をさらに拡大するものだと。

取得税制になればどれだけ公平になるかというのは、先ほど委員が基礎控除などを挙げて、それ自身具体的にどうなるかは制度設計によるだろうと思います。

いろんな議論をしているけれども、最終的には制度設計によって負担が変わるわけですから、そこは先験的に、だから公平になる。不平等になる。不平等の中でもより公平にできることはあるだろうと思います。

○委員

意味はわかりましたが、各種特例について、同じページの一番上に書いてあるのだったら去年の答申を引いてくるのもよろしいかと思うのですが、上にも書いてあるということをおけばわかりやすいのではないかと思います。ここで言っている各種特例の例が上に挙がっているわけですね。その方が理解しやすいなと思います。

○委員

わかりました。それは考えさせてもらいます。

○委員

単に文章の問題ですが、そのあと全体の答申としての文章の長さによるのでしょうか、6ページの、各種特例が拡充されるということは、要するに事業承継税制の導入によってですね。これがさらに増えるということを行っているわけで、そういう書きぶりであればそれでも構いません。

○委員

いずれにしても検討させていただくことにいたします。

○委員

委員が一番最初にお話しされたことなのですからけれども、私もこれは改めて3ページまでざっと読んでみて思うのですが、景気の現状が書いてあって、生活対策をやるという話が書いてあって、「中期プログラム」があると書いてある。では、そういうふうに動いてきたことについて、当調査会はどうするのだということが、3ページの最後のパラグラフで、「中期プログラム」云々と書いてあるのだけれども、この最後のパラグラフなどは、これを受けて記事を書けと言われるとどう書くかということ、政府は生活対策は「中期プログラム」とかをやってきた。この調査会は何をやるのかというと、一番最後のところだけれども、政府が「中期プログラム」で道筋を明示して、それにしたがって、改革をやってくれと言っているというだけで、当調査会は何も言っていないということなのです。今更言っても仕方がない。実際のところ何もやっていないのだから。何もやっていないのだから、こういうふうにしかならないと私は思うが、そうやって書いて、はっきり言うと、冷やかされるだけです。私が書いたら、当調査会は何もやってこなかった。それでこういう報告書が出ましたね。そうしたら政府がやっている生活対策と「中期プログラム」をしっかりとやってねということだけを言った。私ははっきり言って、謝金をもらって、国民に対して、無駄遣いして申し訳ないと謝らざるを得ない。何も貢献もしていない。そういうふうに書いてある。そのときに言われたら私はちょっと答えようがないと思います。

○委員

4ページの2つ目のパラグラフに、要するに昨年の答申の内容を、この「中期プログラム」で示される税制抜本改革の全体像において十分に反映されるということなのです。ここは先ほど会長代理がおっしゃった当調査会としての考え方が盛り込まれるべきであるということが書かれているわけですから、この辺りにあって、今、委員がおっしゃったような読み方をしてしまわざるを得ないような形になっているので、昨年議論したわけですから、そこは十分に反映するということをもっと強く言うというところが要るのではないかと。ここにあるのですけれども、それをもう少しわかりやすくアピールする方がいいのではないかと。

○委員

そのページの一番最後の段落は、早く消費税上げに言及してくれよ。待っているからという意味で、相当気合の入った言い方ではないかと私は思っていたのですけれども、それは深読みですか。

○委員

深読みでしょう。

○委員

そうですか。

○委員

つまり、政府がやる「中期プログラム」に丸投げしているような感じがするのです。私らは政府ではないでしょう。政府の枠にいる人たちでやっているわけではないですか。枠だけでも、政府がやる仕事について意見を言って貢献できるものがあるのではないかということで、ここに来ているわけです。それはほとんど言わないような感じで「中期プログラム」で道筋を明示してくれよ。改革を断行してくれよなどと言っているだけで、これは普通の国民から見たら何をやっているのと言われたら困ってしまう。

○委員

最後の3行がいけないのではないですか。最後の3行があるから、丸投げしているような印象を与えるので、税制調査会の考え方は(3)に書いてある。3ページの最後の3行を取ったらい。客観的に動きを書いただけです。

○委員

考え方を整理してみますが、勿論、私たちがやってきたこと以上のことは書けませんけれども、第1回目の議論のときから繰り返されている議論ですので、景気対策については、例年政府の方でおやりになっていることなので、これに対しては私どもの方の意見を少し言うということ。

それから、昨年出した抜本的な税制改革案についての内容、「中期プログラム」がどのようにでき上がってくるかにもよりますが、多分私どものやったことが重要な導きになるはずだと確信しておりますので、それが実現していくようにということを言っているのですけれども、その表現ぶりその他については意見を踏まえて、起草委員会の方で考えさせていただきたいと思います。

○委員

委員も多分同じような感触を持っているのだと思うのですけれども、1ページ目と2ページ目の半分開らいまでの現状の記述がちょっと冗長なのです。その冗長さに加えて生活対策などについても、やむを得ないという言葉が入ったりしている。本当はもっと何か言いたいことがあるのではないですか。言いたいことがあれば、今からでも遅くはないので、言ったらいいと思うのです。

○委員

委員が言うように、税調はしていなかったのだから、しょうがないというのも一つの考え方であります。あれだけ去年やったのだから、それがあるだろう。それを「中期プログラム」にちゃんと反映させてくれというのが我々のここでの最大のメッセージ、この期に及んでアリバイづくりみたいでありますけれども、それは偽らざる我々の気持ちな訳ですね。

それから、ここで最初に議論したように、あれだけでアジェンダが終わったわけで

はなくて、これからは「中期プログラム」を含めて道筋が出てきたときにはやらなければならないことはこれだということで、先ほどの委員の「中期プログラム」が出て我々は消費税を待っているなどというそんな甘い話はある得ないと思うのです。何が出てくるかわからない。かえってしつちやかめつちやかになってしまう。さらに宿題が増えるかもしれないので、むしろ我々は逆に、ババ抜きゲームみたいな形で、厳しいところはみんな税調におっかぶらされているのではないかなという意識もむしろあるくらいで、だれかにカードを押し付けようとするのは、むちゃくちゃに危険だと私は思います。

○委員

「生活対策」のやむを得ないという書き方なのですけれども、私のイメージは、税調のミッションとも関わるのだけれども、税調というのは短期政策もやるのか。それとも中長期政策のところだけなのかという話が、考えるポイントとしてはあるのではないかと思います。もし、短期政策にも踏み込む、つまり景気対策にも踏み込むのであれば、やむを得ないという言い方は余りにも無責任で、正しいならやるべきだし、正しくないなら正しくないわけで、つまり判断を停止しているような感じがするわけです。

定額減税か定額給付金かの話まで引っくり返すつもりはありませんけれども、やむを得ないというのは、もうちょっと言い方がないかということ。

そもそものミッションが短期政策のところまで踏み込まない。あるべき税制なのだから、税調がやるのは中長期の話に決まっているのだということであるならば、ここはさらっとスルーしてもいいかもしれない。

○委員

ミッションとしては、短期か中期かという概念は難しいのですけれども、制度的なデザインをするというのがミッションだと理解をしておりますので、私たちのミッションに関係するような形で政策が打たれるというようなことを、ここでは釘を刺して書いているということになります。

だから、政府が政治的な判断に基づいて上げ下げをするということについては、特に優遇措置が取られているときについては余り触れていなかったということだと私は認識しております。

ただ、それが制度的なデザインに深く関わるような場合には発言してきたというのがこれまでの経緯だと思います。

○委員

今の中長期、それから短期の問題という話からすれば、5 ページに平成 21 年度の税制改正というふうに区切ってありますから、これはどうしても読者は短期の税制改正というふうに読むと思うのです。ここで相続税、国際課税、固定資産税と 3 つの項目を挙げておりますけれども、今の景気の現状を考えますと、景気のでこ入的な税制

改正というか、税制の基本的なものは継続的な経済成長というものがあって初めて財政あるいは社会保障という議論が成り立つわけですから、お話が出ているように税調のミッションとを含めまして、どういうものを打ち出すかということを考えたときに、21年度の短期的な税制改正の中に、継続的な経済成長に資する税制改正というものを織り込まないと、この3つだけでは現状認識というものが非常に甘くて何を考えているのですかということにならないかなという懸念を持っております。

○委員

先ほども付け加えましたように、制度的な改正やデザインに関わるようなところにはミッションしておりますけれども、そのほかおっしゃったような景気対策などの打ち出し方については、1ページ、2ページのところで、政府が打っていることを触れながら言及しているという書き方になっているわけです。

○委員

読み方なのですけれども、やむを得ないのところですが、2ページの(1)のところに当面、景気対策を優先することはやむを得ない。そして、3ページの一番最後の段落で、当面はそうかもしれないけれども「中期プログラム」では基礎年金国庫負担割合を2分の1に引き上げるための所要財源を含め、要するに消費税のことを何とかしろよということで、本当はこの2行だけでもいいくらいのところをいろいろ言っているのです、これは強いも弱いも必要十分ではないかと思いますが。

○委員

前々回場で、政府税調の存在について厳しい意見が出されております。その意味で5ページに、今後税調で行うべき議論について何点か取り上げられているということで、これは評価していいと思います。

その一方で、その前段である4ページの、さっき委員が言われたところ、これはどう見ても、税調が下請機関みたいな感じがしなくもないので、全体の構成は先ほど委員が言われたようにいいと思うのです。とにかくここだけ変えていただきたい。強い表現にしていきたいという気がします。

○委員

ちょっと検討してみます。

○委員

全体の目次立てで誤解を招きやすいのかなと思ったのですが、一は「基本的な考え方」で、二は「平成21年度の税制改正」ですね。1.が「税調をとりまく現状」で、2.が「当調査会の考え方」なのです。その(1)(2)(3)が、これは当然単なるページ割りのことなので、直っていくと思うのですが、(2)で終わっているから「当調査会の考え方」と飛んでしまっているのです。「当調査会の考え方」の中に(3)が税制抜本改革の方向性に関する当調査会の考え方と読むわけです。

そうすると、その前に出ている(2)が、税制抜本改革の道筋についてというタイ

トルが、（３）の税制抜本改革の方向性についてと、タイトルの付け方がミスリーディングなのかなという感じも今、御議論を伺って感じました。

ですから、（３）で当調査会の税制抜本改革の方向性に関する考え方が出ていて、当調査会の提言内容が十分に反映されるように要請したいということが出てきます。

（２）というのは、道筋というか、もう少し固有名詞を先に出すとか、もう少し表現を変えられないかなと思います。

○委員

これも最初に議論したときの議題の順序に従っているわけですがけれども、昨年私たちは、抜本的税制改革の答申をして、それに対して、現状で景気対策が打ち出され、抜本的な税制改革を進めるべく「中期プログラム」ができつつあるという状況において、抜本的な税制改革に基づいて、我々が出していることに基づいて、景気対策その他についても、そうした線に沿いながら対策を打ってもらうということをし、かつそれも、景気対策として有効なものにしてほしいという私たちの考え方を１、２で述べ、最後になお残された課題の抜本的な税制改革等を昨年やったから、それで収まっているのではなく、既に状況が変わっている問題については、次の課題として検討することを書くべきではないかという１回目の議論を踏まえてこの順序にしているということです。

○委員

この順序なのですがけれども、２が道筋に関する当調査会の考え方、途中で終わっているような、そういう読まれ方をしないのかということです。

○委員

これも考えさせてください。

○委員

その考え方が３で出れば、当調査会の考え方の基本になる。

○委員

「中期プログラム」のタイトルが、道筋というのではないのですか。

○委員

逆にするかどうかを含めて考えます。

○委員

まだできていないから、できていないのにタイトルが付いている。

○委員

中身というか、個別のところ、今、委員の御指摘とも関係するのですがけれども、財政健全化と経済成長を両輪にということがありましたけれども、成長の部分は何なのだという御質問ですね。ここで書けるとすれば、国際課税のところをどう書くかということで、７ページですがけれども、「２．国際課税」、進展するグローバル化や云々の下で、クロスボーダーという言葉は、普通にこの税調の答申を読む人にどのく

らいさっとくるかわかりませんが、クロスボーダーの経済活動に対する課税は、まずちゃんと税金を取ること。それから経済活動に関する配慮や云々、バランスを保つ必要があると、これがあって、結局この国際課税というのがどういうふうな方向、脈絡を経て経済の活性化に結び付くのかという議論はあり得るのか。

その次が、いかにも機械的で、我が国企業が海外市場で獲得する云々から始まるのですけれども、どれだけの人がこの文面を追えるのか。国内還流に向けた環境整備が求められる中、外国税額控除制度については、企業の配当政策の決定に対する中立性の観点に加え、適切な二重課税の排除を維持しつつ、制度を簡素化する観点も踏まえ、間接外国税額控除制度に替えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入することが適当である。これは税制改正の要綱とかを書くならあれなのでしょうけれども、その次に「また」と書いてきて、租税回避に対しては、適切な政策をしなければいけない。これも「また」なのか。上の方の改革をしたら、それが必然的に出てくるものではないのかとか、いずれにしてもここを通じて、なぜこれを今やって、わかりやすくこれが成長に寄与する。企業活力に寄与するというメッセージが送ればいいなと思います。

字の数とか書きぶりなのでしょうけれども、私も多少ここで議論をさせてもらいましたけれども、非常にテクニカルなことは否めないと思います。

ニュアンスとしては、日本が全世界所得に課税していて、その中で間接税額控除をどうして直さなければいけないのか。直接と間接の比較まではできないかもしれませのけれども、なぜ直さなければいけないのか。それを直せばどういう形で、経済にプラスの効果があるのか。

それを余りに突っ込み過ぎると、むしろ資本が還流どころか流出してしまう。それに対しては適切に対応する。もう少しここを、この答申の可能性としては、相当思い切ったことをやるわけですから、これが企業の活性化、活力に結び付くということを書ければいいなと私は思います。

○委員

委員のおっしゃるとおり、中身はとにかくくどいものですから、正確に書こうとすると、非常にあいそのないものになってしましまして、くどく書くと、くどくなり過ぎるものですから、なるべく簡素に簡素にという方向でこういうふうになったのですけれども、おっしゃることはごもっともだと思いますので、わかりやすく、もう少し親切にという気持ちで見直してみたい。ちょっと付け加えれば大分よくなると思いますので、考えてみたいと思います。

要するに、間接外国税額控除はくどくて面倒くさくてみんな嫌だったという話だけなのでしょけれども、そうも書けませんから、もっともらしくきちっときれいに書くようにいたします。

○委員

今、委員からそういうお答えをいただいたので、いいと思いますけれども、ここは非常にもったいない。かなり防衛的に書かれてあるので、グローバルな企業は結構ウェルカムに理解すると思いますので、やはり活力、投資、オポチュニティーにつながるのだというようなメッセージを是非、文脈の中に盛り込んでいただけたら救いが出るのではないかという気がいたします。

○委員

私は全然わかりませんが、いつもならば、例えば所得税の少子化対策の問題だとかいうのが、所得税とか法人税というのがずっと出ている。今回は確かにここでは議論も全然する時間もなくやっていませんけれども、そういうことを、例えば少子化対策としてはこういうことをという発信することは、税調としてはやってもいいのではないですか。21年度税制改正ではそれは無理なのですか。その辺をお伺いしたいのです。

○委員

無理というか、前回もお話ししましたような形で議論をしていきましたので、ここで議論できなかった問題については、去年の答申のときに大分議論をしたわけです。その中に含まれていて、ただそれで漫然としているわけではないので、「中期プログラム」などが出てきたその後の課題として議論をする。その中の課題として、今のような政策、横割りなのか縦割りなのかというのはちょっと別ですけども、そういう問題としては、取り上げておりませんが、今後の課題として掲げている中でもしも議論をすれば、できればと思います。

ただ、今回ここで載せるということに関して言えば、もう時間的な圧力でここから議論するということは無理であろう。ただ、それについて我々が何もやっていないかということではなく、前回の答申をやったときに議論を、皆さんに1年間かけてやっていただいたということだろうと思います。

○委員

そうすると、これは前回答申に対するフォローだと考えればいいんですね。

○委員

これは年度答申ですので、いつも年度答申はこのぐらいのボリュームで答申（案）としてやっています。つまり、去年やった抜本的な税制改革に対する答申というのを直ちに直すのかということであれば、少し時間をかけないといけないので、フォローアップは、ここにも書いてありますけれども、我々としては「中期プログラム」などが出たようなタイミングで、フォローアップ作業などを進めたい。その点については十分考えていきたいと言っているということです。

○委員

これは今までの御意見と違うのですけれども、とにかく医療だとかそういうものが増えてきて安定的な財源確保ということで、これが出ているわけですが、その安定的

な財源確保の中にはたばこ税、これについて何でディスカッションされないのか私は非常に不思議でしょうがないのです。それによって医療費が増えておるということははっきりしておりながら、なぜある段階まで上げないのか。税収が減ってしまっていることになってくれば、問題もあるのかもしれませんが、その分岐点というのがあるのだらうと思います。少なくともそこまでは早く持っていくべきではないかと思うのですけれども、そういう点は、どうして余り討議をされないのか。前回の中期的な時にも私は話を出したのですけれども、ちょっとなおざりにされたということで非常に不満に思っておるのですが、いかがでしょうか。

○委員

御趣旨は重々わかりますけれども、この段階では、今までの議論をまとめたということで、その議題も含めて、租税体系全体を恐らくフォローアップしていくという中で議論をしていくというふうに、今のこのタイムプレッシャーの中では、対応せざるを得ないかなと思っております。

○委員

結構です。

○委員

1回目欠席なので、これも御議論の中でこういう順序が決まったのではないかと思います。それなら結構なのですが、念のための6ページに、2か所「追徴税額」ということが出てきまして、前回の御説明でもこれが現行方式の欠点として出ていたのですが、この追徴税額が発生するということは勿論欠点でもあるのですが、①と②、現行制度のそもそも論の問題という、1の方がややテクニカルな問題で、2の方がもう少し本質的なのかなと思ひ、この順序がちょっと違和感があります。

去年の答申でも、この順序が確か逆になっていると思います。

要するに、相続額に応じた課税がなされずというのがまず第1の相続人の相続税に応じた課税がなされというのが指摘されていた問題で、それから申告漏れによる他の共同人が追徴税額になる。この追徴税額が出るというから、相続の課税方式を変えるべきだというのは、勿論それも1つなんでしょうけれども、これが一番最初に出てくるのは違和感があります。

○委員

この間、事務局と一緒に、去年の答申を踏まえてということで、①②③というのは、委員の御指摘は、順番が去年のとは違っているのではないかということですか。

○委員

違っているだけではなくて、考え方としても、同じ額の財産を取得しても税額が異なる。水平的公平性が損なわれるという方がそもそも論で、追徴税額が増えるとか何とかというのはテクニカルなので、後にされた方がいいと思います。単純な順番の問題です。

○委員

ここの書きぶりは、まずレビューして、レビューというのは我々の書いたことをレビューしてもそんなに意味がないのですけれども、先ほど委員がおっしゃったようにですね。それを受けて今年の閣議決定が出てきたというところが新しいわけです。

そういう意味でレビューしたんですけれども、もし去年の書きぶりで①②③ならば、御指摘はそのとおりだと思うのですけれども、ここで順番を変えるのも、まさに意図的かなとも逆に思うのです。上の方は気持ちとしては、閣議決定がされるまでのプロセスを書いたということで、私も全然こだわらないし、内容的にはおっしゃるとおり、そういうテクニカルなことではなくて、水平的公平が損なわれるという方がいいと思うので、皆さんそんなに御異存はないでしょうから、これは考えさせていただいて、適切に処理したいと思います。

○委員

今の点、表現が難しいと思いますが、結局は人の相続税まで負担しなければならないという技術的というよりもかなり本質的な問題であると思いますので、修文で多少やわらげたらわかりやすくなるのではないかと思います。

○委員

わかりました。

○委員

私自身は、去年の答申をできるだけ短い字でカット・アンド・ペーストにしたというつもりだったので、御指摘はよくわかりましたから、もう一度事務局と相談いたします。

○委員

委員おっしゃるとおりで、一番大きな問題なのは①なのだと思うのです。ただ理論的には②なんです。②の方は人と比べることが余りできないから、実際にはわからないんですが、わからないと書くわけにもいかないので難しいところなのです。ただ私どもの感覚だと①が本当に深刻で、自分は納めたのに何で人が納めていないから、後から納めさせられるのだという意識は強烈だと思います。

○委員

委員がかねてその御意見をお持ちだというのは十分承知しているのですけれども、本質がちょっと逆なのかなという気がするだけです。

○委員

あとはいかがでございましょうか。

それでは、私がいろいろ至らなかった点は伏しておわび申し上げますけれども、これで答申を出さなければならないという時間といいますか、タイムプレッシャーを考えると、今日の御議論をいただいて本当にありがたいと思っておりますけれども、今日の御議論で一任を取りつけるということは大変厚かましいお願いであります、幸

いなことに今日御議論をいただいた中で、活発な御意見をいただいている方がすべて起草委員というふうに言ってもいい状態ですので、大変厚かましいお願いなのですが、表現ぶり、御趣旨を踏まえた問題につきましては、起草委員会に御一任いただけないか。

ただし、起草委員会以外の方でも活発に御意見をいただいておりますので、適宜必要に応じまして個別に御相談しながら表現ぶりその他を考えさせていただく。ただ、私どもがやってきたことを忠実に国民に提示せざるを得ないですので、できれば文章につきましては起草委員会に御一任いただけないかという無理なお願いを曲げて申し上げる次第でございますが、いかがでございましょうか。

（「はい」と声あり）

○委員

御異議がなければそうさせていただきたいと思います。

それでは、今後のスケジュールを申し上げたいと思いますが、次回は11月28日金曜日15時より総会を開催し、答申を正式に決定したいと考えております。

その後、会長と会長代理で官邸を訪問し、答申を手交したいと考えております。

最後に、冒頭で申し上げましたとおり、本日の資料は誠に申し訳ありませんけれども、お持ち帰りにならずに、お席に残しておいていただくようお願いいたします。

それでは、本日の「企画会合」をこれで終わりたいと思います。本当にお忙しいところをありがとうございました。また、不手際がありましたことを重ねておわび申し上げます。

○委員

総会の場所はどこでやるのですか。

○委員

ここにあります。では、よろしくお願いいたします。

〔注〕

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため速記録から、内閣府大臣官房企画調整課、財務省主税局及び総務省自治税務局の文責において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、税制調査会議事規則に基づき、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。